

平成 30 年度 第 2 回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：平成 30 年 11 月 27 日（火）

午後 1 時 30 分から

会場：関内駅前第二ビル保健所会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

- (1) 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について
- (2) 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について
- (3) 動物愛護センターの活用について

4 事務局からの報告

- (1) 協議会委員の改選について

5 閉会

【 配付資料 】

- ・ 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画(案)について (資料 1)
- ・ 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画 (案) について (資料 2)
- ・ 動物愛護センターの活用について (資料 3)
- ・ 協議会委員の改選について (資料 4)

平成 30 年度横浜市動物適正飼育推進員研修実施状況及び計画について

横浜市動物適正飼育推進員（以下、「推進員」という。）の平成 30 年度の研修は、研修計画に基づき以下のとおり実施いたしました。

また、今後の研修についても、先日の審議内容を踏まえ、次のように計画しています。

1 推進員研修会対象者
第 7 期推進員 67 人

2 平成 30 年度の推進員研修会実績

(1) 第 1 回研修会

ア 日時：平成 30 年 8 月 11 日（土） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 45 分

イ 場所：横浜市社会福祉センター ホール

ウ 内容：人とペットの災害対策について

講師：平井 潤子 氏

（人と動物の防災を考える市民ネットワーク

特定非営利活動法人 ANICE（アナイス） 代表）

エ 参加人数：113 名（推進員 24 名、協議会委員 4 名、市民 78 名、区職員 7 名）

(2) 第 2 回研修会

ア 日時：平成 30 年 11 月 1 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

イ 場所：動物愛護センター

ウ 内容：動物と人とのつながりと共通感染症

講師：伊藤 琢也 氏

（日本大学生物資源科学部獣医学科獣医衛生学研究室 教授）

エ 参加人数：49 名（推進員 22 名、協議会委員等 3 名、職員 24 名）

※ 研修終了後、意見交換会を実施

猫に関する活動を行う推進員と、区職員、動愛センター職員が、グループに分かれて、猫の捕獲方法についての情報交換及び日頃の活動状況の意見交換を実施。

(3) 第3回研修会予定

ア 日時：平成30年12月6日（木） 午後2時00分～午後4時00分

イ 場所：動物愛護センター

ウ 内容：

- ・横浜市動物適正飼育推進員活動状況報告

推進員からの報告（フェスタ活動報告、猫のチラシ作成について）

区からの報告（区と共同で活動した事例紹介）

- ・意見交換会（犬・猫担当別及び活動担当区の職員との情報交換）

(4) 第4回研修会予定

ア 日時：平成31年2月7日（木） 午後2時00分～午後4時00分

イ 場所：動物愛護センター

ウ 内容：

- ・保護動物の飼育管理について

講師：山田 佐代子 氏（公益財団法人 神奈川県動物愛護協会 会長）

- ・飼い主のいない猫に対する推進員としてのかかわり方について（仮題）

発表者：金子 トシ子 氏（横浜市動物適正飼育推進員）

平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について

本市では、例年、次年度の動物愛護管理業務の実施に向けて業務計画を策定しており、業務計画（案）について本協議会にお諮りをしているところです。

つきましては、平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）を策定するにあたり、計画の作成についてお諮りいたします。

【平成 31 年度業務計画の主な事業内容】

（資料 2-1 平成 30 年度横浜市動物愛護管理業務計画）

- 1 災害時のペット対策
- 2 地域猫活動支援事業
- 3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業
- 4 狂犬病予防事業
- 5 猫の不妊去勢手術推進事業
- 6 マイクロチップ装着推進事業
- 7 犬、猫等の引取り・保護収容業務
- 8 収容動物の譲渡事業
- 9 動物取扱業登録及び監視指導
- 10 特定動物飼養保管許可及び監視指導
- 11 附属機関・他機関等との連携

【平成 30 年度業務計画についていただいている御意見】

- ・動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業
耳の不自由な方を対象としたしつけ教室の開催を追加
- ・収容動物の譲渡事業
補助犬、災害救助犬等育成団体を含む譲渡登録団体への積極的な働きかけを追加
- ・特定動物飼養保管許可及び監視指導
監視時等に災害時の対応について確認することを追加
- ・附属機関・他機関等との連携
環境省等連携している機関が漏れなく入っているか確認

平成30年度 横浜市動物愛護管理業務計画



【横浜市動物愛護センター外観】

横浜市





動物愛護センターは、動物愛護思想や適正飼育の普及啓発を行い「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点です。また、本市動物行政の拠点として、18 区役所と連携しながら、市全体の施策や地域の実情に即した取組を展開していきます。

平成 30 年度の動物愛護管理業務に関する取り組みを、「平成 30 年度横浜市動物愛護管理業務計画」としてまとめました。この計画に基づいて「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進します。

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 1 災害時のペット対策 | 1 |
| 2 地域猫活動支援事業 | 3 |
| 3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業 | 4 |
| 4 猫の不妊去勢手術推進事業 | 6 |
| 5 マイクロチップ装着推進事業 | 7 |
| 6 犬、猫等の引取り・保護収容業務 | 8 |
| 7 収容動物の譲渡事業 | 9 |
| 8 狂犬病予防事業 | 10 |
| 9 動物取扱業登録及び監視指導 | 11 |
| 10 特定動物飼養保管許可及び監視指導 | 12 |
| 11 附属機関・他機関等との連携 | 13 |

1 災害時のペット対策



◇ 目的

東日本大震災や熊本地震で経験したように、大規模な災害発生時のペット対策は、危機管理上の大きな課題となっています。特に、大規模災害発生時には、多くの被災者が地域防災拠点にペットと同行避難を実施することが予想され、各地域でのペットの受入体制の整備や平時からの備えが重要となります。横浜市防災計画「震災対策編」においても、地域防災拠点で飼い主による同行ペットの飼育管理を行うことや、あらかじめ学校敷地内等にペット一時飼育場所を設定することがこの度の改訂で明文化される予定です。

こうしたことから、災害を乗り越えてペットを適切に飼育し続けることができるよう、日ごろからの備えに関する飼い主への普及啓発や、各区の地域防災拠点における災害時ペット対策の検討に関する支援を行います。また、横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、動物救援体制の整備にも取り組みます。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

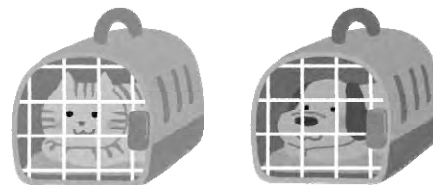
区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 地域防災拠点における「災害時のペット対策」に関連した防災訓練の実施支援【通年】
- 2 地域防災拠点における災害時のペット対策策定への支援【通年】
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 動物救援センターで使用する備蓄品（発電機、ランタンなど）配備

<参考> ペットの同行避難訓練実施状況

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 実施区 | 3区 | 10区 | 11区 |
| 実施箇所 | 8か所 | 15か所 | 19か所 |
| 参加人数 | 1,545人 | 3,311人 | 4,533人 |



<参考> ペットの防災関連展示等実施状況

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|------|------|------|------|
| 実施区 | 13区 | 15区 | 15区 |
| 実施回数 | 55回 | 110回 | 133回 |



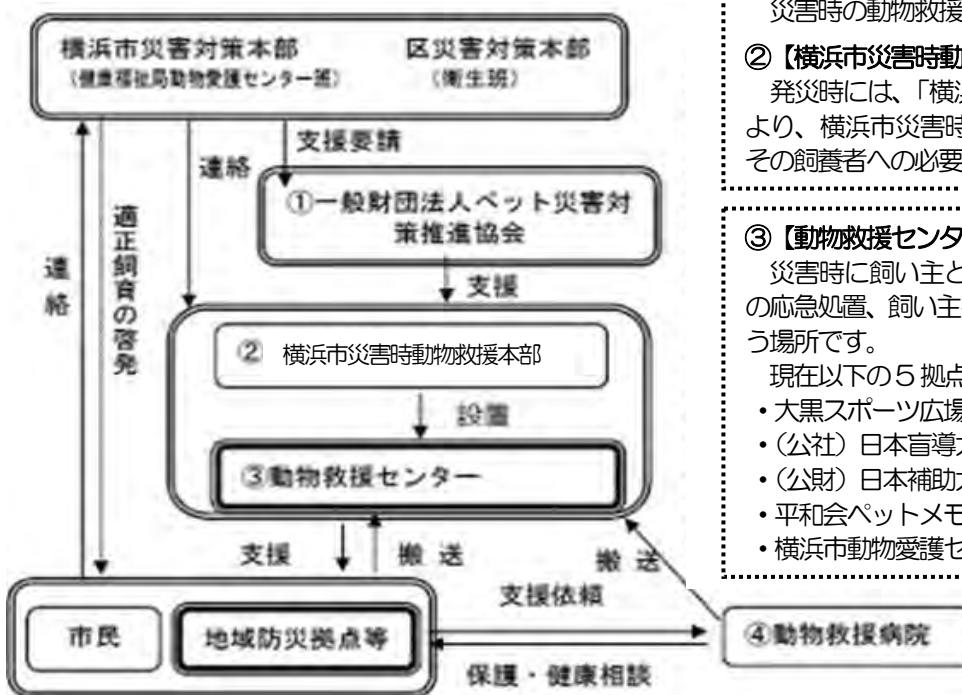
＜参考＞ 【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- ・(公社) 横浜市獣医師会
- ・(公社) 日本動物福祉協会横浜支部
- ・(公社) 日本愛玩動物協会神奈川県支所
- ・特定非営利活動法人神奈川県動物ボランティア連絡会
- ・(公財) 日本補助犬協会
- ・全日本動物輸入業者協議会
- ・(公財) 神奈川県動物愛護協会
- ・(一社) 全国ペット協会
- ・その他連絡会の趣旨・目的に賛同する団体等

＜参考＞ 【動物救援体系の組織図】



- ①【(一財) ペット災害対策推進協会】
災害時の動物救援活動に対し支援を行います。
- ②【横浜市災害時動物救援本部】
発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

- ③【動物救援センター】
災害時に飼い主とはぐれた動物の保護収容や負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。
現在以下の5拠点と協定を結んでいます。
- ・大黒スポーツ広場 (鶴見区)
 - ・(公社) 日本盲導犬協会神奈川県訓練センター (港北区)
 - ・(公財) 日本補助犬協会 (旭区)
 - ・平和会ペットメモリアルパーク (青葉区)
 - ・横浜市動物愛護センター (神奈川区)

- ④【動物救援病院】
負傷したペットや地域防災拠点での同行避難が難しい場合などは、市内の動物病院が一時保護、治療などの支援を行います。
〔(公社) 横浜市獣医師会と協定締結〕

＜参考＞ 啓発リーフレット (動物愛護センター作成)



冊子「災害時のペット対策」は
本市動物愛護センターのホーム
ページからダウンロードできます。

※環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂を踏まえ、平成30年度に改訂予定です。

2 地域猫活動支援事業



◇ 目的

平成25年度に「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」を作成して地域猫活動を推奨し、行政が地域住民と猫の世話をするボランティアの架け橋となって活動支援する「横浜市地域猫モデル事業」を5年間実施してきた中で、登録モデル地域からは、飼い主のいない猫が少なくなった等の声もいただいています。

平成30年度からも、これまでの支援内容の改善を図りつつ、地域猫活動が一層拡大するように地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続けていくことで、地域の飼い主のいない猫に関わるトラブルの減少につなげていくことを推進していきます。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

以下の取組を進めていきます。【通年】

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区役所～動物愛護センター）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）



3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



◇ 目的

犬や猫の飼育マナー等に関する苦情や相談は、依然多く寄せられている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、横浜市では、人と動物が快適に暮らせる環境づくりを目指して、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、（公社）横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故の防止等を推進していきます。

また、イベントや講習会等を通じて動物愛護に係る普及啓発や、様々な情報発信を進めながら、動物愛護センターが、動物愛護の普及啓発の拠点として、多くの方が集い賑やかな施設となるように進めていきます。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

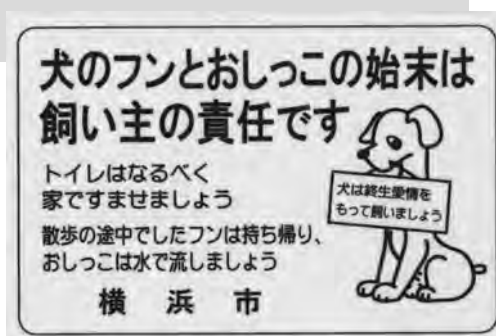
◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

各区や動物愛護センターは、次に掲げる各事業のほか、

市民の要望、苦情等に基づく課題について、地域の特性や実情に応じた事業を企画・実施します。



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています。

1 市民向け教室

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発を推進するため、動物愛護センター及び各区で市民向け教室を実施します。

(1) 犬セミナー【5月、7月、10月、2月】

飼い犬のしつけ、お手入れ、医療等についての講習

場所：動物愛護センター等

(2) 猫セミナー【6月、12月、3月】

飼い猫との暮らし方、医療、地域猫等についての講習

場所：動物愛護センター等

(3) わんにゃん教室【通年】

未就学児や小学校低学年を対象とした、咬傷事故防止や動物愛護等の教室

場所：動物愛護センター、各小学校等



【猫セミナー】

(4) お散歩マナー教室【通年】

飼い主と犬が参加する実技形式の教室

場所：各区役所や公園等

2 動物愛護行事

動物愛護週間等に、動物の愛護と適正な飼育等についての関心と理解を深めるため、動物愛護センター等で各事業を実施します。

(1) 動物愛護フェスタ【9月】

動物愛護週間に合わせて行う動物愛護事業

場所：未定

(2) 犬、猫について学ぼう（子どもアドベンチャー）【8月】

犬猫の適正飼育についての学習

場所：動物愛護センター

(3) 夏休み！自由研究対策【7、8月】

犬猫の適正飼育についての学習

場所：動物愛護センター

(4) わんにゃんミニコンサート【6月、9月、1月】

幼稚園児を対象とした動物愛護事業

場所：動物愛護センター

(5) 施設見学デー開催【10月～3月】

幼稚園児を対象とした施設見学等

場所：動物愛護センター



【動物愛護フェスタ】



【犬、猫について学ぼう
（子どもアドベンチャー）】

<参考> 苦情・相談状況

| 【犬】 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|--------|-------------|-------|-------|-------|
| 内容/件数 | | 2,719 | 2,792 | 2,488 |
| 内 訳 | 野犬等保護 | 171 | 157 | 141 |
| | 放し飼い | 117 | 124 | 76 |
| | ふん尿 | 1,343 | 1,435 | 1,410 |
| | 鳴き声 | 245 | 281 | 221 |
| | 身体・器物の被害 | 85 | 110 | 103 |
| | 不適切な取扱い・虐待 | 49 | 48 | 73 |
| | 登録・注射に関すること | 483 | 372 | 305 |
| | その他 | 226 | 265 | 159 |

| 【猫】 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|--------|------------|-------|-------|-------|
| 内容/件数 | | 3,388 | 3,651 | 3,190 |
| 内 訳 | ふん尿 | 1,168 | 1,058 | 857 |
| | 臭気・羽毛 | 108 | 74 | 72 |
| | 鳴き声 | 65 | 81 | 66 |
| | 身体・器物の被害 | 105 | 90 | 71 |
| | 不適切な取扱い・虐待 | 77 | 73 | 76 |
| | 収容に関する相談 | 896 | 967 | 997 |
| | その他 | 969 | 1,308 | 1,051 |

4 猫の不妊去勢手術推進事業



◇ 目的

市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持することを目的としています。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月5日(火)

2 補助金申請受付期間

平成30年5月7日(月)～平成31年3月5日(火)

※4月手術分は5月7日(月)から6月11日(月)まで申請受付

※予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の、不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。(30年度補助対象頭数 5,700頭)

また、市内及び本市に隣接する7自治体の登録動物病院で不妊去勢手術を実施した猫が対象になります。

<参考> 猫の不妊去勢手術推進事業の実績(頭数)

| 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-------|-------|-------|
| 6,208 | 7,613 | 7,816 |



*本補助金申請の対象となる猫
平成28年度まで飼い猫及び飼い主のいない猫
平成29年度から飼い主のいない猫のみ

5 マイクロチップ装着推進事業



◇ 目的

市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行います。

また、収容動物の返還率の向上や災害発生時における放浪動物の早期返還にもつなげることを目的としています。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月5日(火)

2 補助金申請受付期間

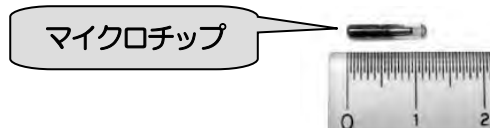
平成30年5月7日(月)～平成31年3月5日(火) (当日消印有効)

予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

動物愛護センター (窓口及び郵送)



◇ 事業内容

市民を対象に、飼い猫及び飼い犬のマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。(30年度の補助対象頭数は500頭)

※本補助金申請には、AIPO (Animal ID Promotion Organization 動物ID普及推進会議) への登録完了が条件となります。また、犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録がされ、平成30年度の狂犬病予防注射済票が交付されていることも条件となります。

<参考> マイクロチップ装着推進事業の実績 (頭数)

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---|------|------|------|
| 犬 | 139 | 147 | 140 |
| 猫 | 142 | 244 | 222 |
| 計 | 281 | 391 | 362 |

6 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。
保護収容した犬・猫等は、飼い主への返還や譲渡を進めます。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、保護や一時的な救急処置を（公社）横浜市獣医師会に委託しています。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報としてホームページに掲載します。

<参考> 収容頭数、返還数、譲渡数及び安楽死処分数等

| 【犬】 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|--------|------|------|------|
| 収容頭数 | 336 | 324 | 271 |
| 返還数 | 176 | 172 | 165 |
| 譲渡数 | 125 | 110 | 76 |
| 安楽死処分数 | 42 | 40 | 36 |
| 自然死 | 3 | 2 | 0 |
| 死体搬入 | 2 | 3 | 3 |

| 【猫】 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|--------|----------------|----------------|----------------|
| 収容頭数 | 1,319 (992) | 1,372 (960) | 1,306 (937) |
| 返還数 | 8 (0) | 17 (1) | 15 (3) |
| 譲渡数 | 366 (177) | 519 (235) | 521 (308) |
| 安楽死処分数 | 577 (445) | 514 (383) | 404 (266) |
| 自然死 | 158 (115) | 109 (54) | 134 (90) |
| 死体搬入 | 238 (108) | 209 (72) | 225 (82) |

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は安楽死処分を行う場合があります。

- 重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- 幼齢種加物の発育不全や衰弱の場合
- 突発的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

7 収容動物の譲渡事業



◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に基づき、殺処分がなくなることを目指して、飼い主への返還や個人の方への譲渡を推進します。譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

動物愛護センター



◇ 事業内容

個人への譲渡のほか、譲渡登録団体や(公社)横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。個人への譲渡では、事前予約の上、個別にて同日に講習・面談・動物とのお見合いを行います。講習はペットを飼う覚悟と責任について説明し、面談では飼育環境やライフスタイル等の確認を行い、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただき、その際に動物の状態について職員が説明します。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページに掲載していきます。

<参考> 譲渡実績

| 動物 | 26年度 | | | | 27年度 | | | | 28年度 | | | |
|------|------|----|-----|-------------|------|-----|-----|-------------|------|----|-----|-------------|
| | 譲渡数 | 内訳 | | | 譲渡数 | 内訳 | | | 譲渡数 | 内訳 | | |
| | | 個人 | 団体 | (公社)横浜市獣医師会 | | 個人 | 団体 | (公社)横浜市獣医師会 | | 個人 | 団体 | (公社)横浜市獣医師会 |
| 犬 | 125 | 52 | 70 | 3 | 110 | 16 | 93 | 1 | 76 | 3 | 72 | 1 |
| 猫 | 366 | 92 | 117 | 157 | 519 | 107 | 192 | 220 | 521 | 90 | 190 | 241 |
| 他小動物 | 6 | 3 | 0 | 3 | 9 | 4 | 4 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 |

* 譲渡登録団体数 41団体 (平成30年2月末)

8 狂犬病予防事業



◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の必要性を広く市民に周知し、犬の登録等を推進します。4月には、(公社)横浜市獣医師会と連携し、各区に出張会場を設け登録と予防接種を実施します。

また、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託するとともに、ペットショップに犬の鑑札の交付と手数料の収納を委託し、その場で手続きができることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めていきます。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 狂犬病予防注射出張会場での犬の登録等受付【4月】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業【通年】
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導【通年】
- 4 狂犬病予防注射接種勧奨、予防注射の案内の発送【10月、3月】



【鑑札】

<参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| 登録数 | 182,971 | 180,033 | 178,302 |
| 注射済票交付数 | 131,143 | 136,667 | 133,583 |
| 接種率 | 71.7% | 75.9% | 74.9% |



【注射済票】

9 動物取扱業登録及び監視指導



◇ 目的

動物の愛護及び管理に関する法律に定められた、動物の健康及び安全の保持、その他動物の適正な取り扱いを確保するため必要な環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者について、登録の申請・更新・変更・廃業の手続きを行います。また、登録を受けた業者について、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法等を確認するため、定期監視を行います。犬猫等販売業者については、環境省通知（平成28年1月5日環自総発第1601051号）に基づき、犬猫等販売業者定期報告届出書及び犬猫等健康安全計画の提出等について、昨年度に引き続き、周知・指導等を行います。

また、動物取扱責任者について、その業務に必要な知識及び能力に関する研修を実施します。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 動物取扱業登録・更新・変更・廃業申請の受理、進達、登録等の手続き及び登録証の交付【通年】
- 2 動物取扱業者の定期監視
- 3 動物取扱責任者研修の実施【10月～2月】
- 4 犬猫等販売業者定期報告届出書の受理、進達【4月～5月】

<参考> 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

| 年度 | 登録施設数 | 業種別登録数 | | | | | | 登録数計 | 施設検査数 | 指導施設数 |
|------|-------|--------|-----|-----|-----|----|------|-------|-------|-------|
| | | 販売 | 保管 | 貸出し | 訓練 | 展示 | 譲受飼養 | | | |
| 26年度 | 1,169 | 387 | 857 | 36 | 177 | 36 | 2 | 1,495 | 396 | 127 |
| 27年度 | 1,239 | 400 | 910 | 41 | 185 | 41 | 3 | 1,580 | 336 | 113 |
| 28年度 | 1,261 | 389 | 939 | 45 | 195 | 51 | 6 | 1,625 | 654 | 215 |

<参考> 第二種動物取扱業 届出状況（平成29年3月31日現在）

| 届出施設数 | 業種届出数 | | | | | 届出数計 |
|-------|-------|----|-----|----|----|------|
| | 譲渡 | 保管 | 貸出し | 訓練 | 展示 | |
| 23 | 17 | 7 | 3 | 2 | 4 | 33 |

10 特定動物飼養保管許可及び監視指導



◇ 目的

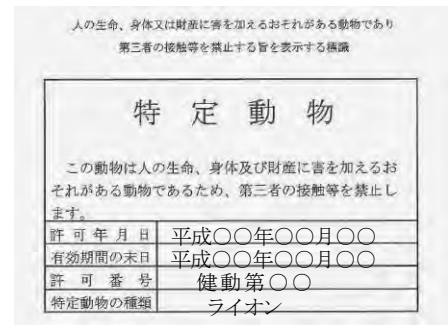
人の生命、身体または財産に害を加える恐れがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対して、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。また、飼養又は保管の状況について監視を実施します。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

動物愛護センター



【飼養又は保管の許可関係標識】

◇ 事業内容

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更及び廃止申請の受理、許可等の手続き及び許可証の交付【通年】
- 2 逸走等防止のための飼養又は保管状況等の監視【随時】
- 3 特定動物が万一逸走した場合には、ただちに情報収集や状況確認などを行い、飼養者への指示など必要な危害防止への対応を図ります。

<参考> 特定動物の飼養許可状況について (平成29年3月31日現在)

| 種類 区分 | 霊長目 | | 食肉目 | | 長鼻目 | | 奇蹄目 | | 偶蹄目 | | ダチョウ目 | |
|----------|-----|-------------|-----|-----------|------|-----------|-----|-----------|------|----------|-------------|----------|
| | 箇所 | 頭数 | 箇所 | 頭数 | 箇所 | 頭数 | 箇所 | 頭数 | 箇所 | 頭数 | 箇所 | 頭数 |
| 施設数等 | 5 | 105 (0)* | 8 | 59 (7) | 2 | 5 (0) | 2 | 6 (0) | 3 | 7 (0) | 0 | 0 (0) |
| 種類 区分 | タカ目 | | カメ目 | | トカゲ目 | | ワニ目 | | 合計 | | | |
| | 箇所 | 頭数 | 箇所 | 頭数 | 箇所 | 頭数 | 箇所 | 頭数 | 箇所** | 頭数 | | |
| 施設数等 | 3 | 6 (1) | 7 | 14 (4) | 9 | 18 (6) | 4 | 11 (1) | 23 | | 231 (19) | |

飼養目的には、販売、展示、愛がん等があります。
頭数の()は、内数で、愛がん目的の飼養頭数です。

**箇所の合計は、対象施設数です。

11 附属機関・他機関等との連携



◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

1 委員構成

公募による市民、動物関係団体及び動物取扱業者の代表、学識者等 13 人の委員で構成

2 開催

年3回予定

◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物の愛護及び管理に関する法律第 38 条第 1 項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

横浜市動物適正飼育推進員 68 人（平成 30 年 2 月末）

◇ 動物関係団体や市民ボランティアとの協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、動物関係団体や市民ボランティアとの連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

1 市民ボランティア登録数 58 人（平成 30 年 2 月末）

2 譲渡登録団体数 41 団体（平成 30 年 2 月末）

◇ 国・他都市等との連携

動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。

1 全国動物管理関係事業所協議会

2 神奈川県動物愛護管理推進協議会

3 関東甲信越静地区狂犬病予防・動物愛護管理業務連絡会議

4 狂犬病予防業務担当者会議（厚生労働省主催）

5 都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理行政主管課長会議

6 神奈川県・保健所設置市動物愛護管理業務担当者会議

7 神奈川県・保健所設置市狂犬病予防業務担当者会議

第 5 期 協議会委員の委嘱について

平成 29 年 3 月 25 日に任命された第 4 期 現協議会委員は、平成 31 年 3 月 24 日で任期満了となります。

〔今後の予定〕

- | | |
|----------|------------------------------|
| 2 月頃 | 協議会委員の推薦団体、所属先あて：委員推薦、委嘱承認依頼 |
| | 公募委員あて：委嘱依頼 |
| 3 月 | 回答締め切り |
| 3 月 25 日 | 第 5 期協議会委員：委嘱 |

〔参考〕

- 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱（抜粋）
（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体
- (2) 公益社団法人横浜市獣医師会
- (3) 動物取扱業関係団体
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第 1 項第 1 号から第 3 号の団体の委員が会長に選任された場合は、当該団体からさらに 1 名の委員を任命することができる。

- 横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱（抜粋）
（委員の任命及び構成）

第 4 条 附属機関の委員の任命及び構成については、次に掲げる事項を満たすこととする。

- (1) 附属機関ごとに定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任すること。
- (2) 委員の定数は、20 人以内とすること。
- (3) 委員には本市職員を任命しないこと。
- (4) 委員には本市市会議員を任命しないこと。
- (5) 委員を再任する場合は、当該委員の在任期間が引き続き 10 年を超えないこと。
- (6) 他の附属機関の委員の職を 4 以上兼ねる者を当該附属機関の委員に任命しないこと。
- (7) 女性委員の登用については、横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱によること。

2 前項第 1 号から第 6 号までの規定については、別に定めがある場合は、この限りでない。